

緊急避妊薬取扱薬局・店舗販売業の店舗
開設者・管理者 各位

一般社団法人京都府薬剤師会
会 長 河 上 英 治

緊急避妊薬（要指導医薬品）の販売に係る留意事項の徹底について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本会にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、要指導医薬品たる緊急避妊薬の薬局・店舗販売業の店舗における販売については、厚生労働省より令和7年9月18日付け及び同年10月28日付けで、販売の要件や近隣産婦人科医等との連携体制の構築等に関する通知（以下「両通知」という。）が発出されているところです。

この間、緊急避妊薬の販売を受けた需要者への説明について、次回月経の確認や妊娠していないことの確認（いわゆる「妊娠の否定」）を含むフォローアップの説明がされていない、といった声が一部の産婦人科医療機関から寄せられているとの情報に接しております。販売が単なる薬剤の交付にとどまらず、服薬指導からフォローアップに至るまで一連のものとして完結しなければならないとの考え方によるものと思われます。

こうした声が広がることは、緊急避妊薬のスイッチOTC化の枠組み全体、ひいては産婦人科医等との連携体制の維持にも影響しかねませんので、貴薬局・店舗におかれては、両通知及び製造販売業者が作成する添付文書・説明資料（緊急避妊薬（要指導医薬品）の販売に係る「使用上の注意」解説を含む。）の内容を改めてご確認のうえ、下記事項に特にご留意のうえ対応いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 服薬指導、特にフォローアップ説明の徹底

販売に当たっては、単に薬剤を交付するのみでなく、店舗内での面前服用を徹底するとともに、次の内容を含めて、需要者が理解したことを確認しながら丁寧に説明すること。

- ・原則として代理購入は認めず、必ず本人が来店し、年齢確認等を行った上で薬局・店舗内で薬剤師の面前で服用を完了させること。
- ・本剤の効果はすぐに確認できないこと、服用後3週間を目途に産婦人科受診又は妊娠検査薬の使用により、妊娠していないことを確認する必要があること（必要に応じて妊娠検査薬の購入を促すこと）。
- ・月経（生理）が予定される時期から7日以上遅れる場合、月経様の出血や妊娠初期症状が7日以上続く場合、月経が予定より早く来たり出血量がいつもと違う場合には、速やかに医師又は薬剤師に相談するよう説明すること。
- ・本剤は避妊効果が完全ではないこと（国内臨床試験における妊娠阻止率は81%）、服用後も継続して妊娠する可能性があるため、低用量経口避妊薬や子宮内避妊用具（IUD）等による計画的な避妊への移行を説明すること。
- ・肝臓の薬物代謝酵素誘導作用を有する併用薬（抗てんかん薬、HIVプロテアーゼ阻害薬、一部の逆転写酵素阻害薬等）やセイヨウオトギリソウ（セント・ジョーンズ・ワート）含有食品との相互作用により、本剤の効果が減弱するおそれがあることを確認・説明すること。
- ・妊婦、本剤又はその成分にアレルギー歴のある人、肝臓病のある人等、添付文書上「服用しないこと」「相談すること」とされる事項に該当しないかを確認すること。

2. 性交同意年齢未満の者・短期間で繰り返し購入する者への対応

性交同意年齢（16歳）未満の者及び短期間（目安として3か月に2回以上）で繰り返し購入する者については、産婦人科・小児科への受診勧奨を行うこと。18歳未満の者で虐待が疑われる場合は、児童相談所へ通報すること。

3. ワンストップ支援センター等関係機関の把握・紹介

性犯罪・性暴力被害等のおそれがあると判断した場合は、需要者の同意を得たうえでワンストップ支援センター等を紹介すること。同意が得られない場合は、連絡先を整理したリーフレット等を提供すること。あらかじめ地域の連携先の連絡先を把握しておくこと。